

寄付事業をご理解頂くためのQ&A

Q 1 今回の寄付金は、すべて附属天王寺中・高校の支援に使用されるのですか。

A. その通りです。指定の振込用紙を用いて寄付をして頂ければ、すべて附属天王寺中・高校のために使われます。指定の振込用紙では受入区分が「附属天王寺中学校・附属高等学校天王寺校舎」になっていますので、入金された全額が母校の支援に使われます。印刷や郵送にかかる必要経費は寄付金から充当するのではなく、青松同窓会会計から支出されます（理事会で承認済み）。

Q 2 なぜ、附属天王寺中・高校に直接寄付しないのですか。

A. 大阪教育大学は、国立大学法人として、寄付を受けた際に税制上の優遇措置が受けられますが、附属天王寺中・高校は独立した法人格をもっていません。したがって、寄付される方の税制上の優遇措置を得るため大阪教育大学に寄付する形をとります。教育大学に「特定基金」として「大阪教育大学附属学校園支援事業基金」を設置して頂きましたので、この「特定基金」に入金された寄付金は、附属天王寺中・高校を支援するために使われることになっています（受入区分が附属天王寺中・高校と指定されています）。

Q 3 寄付事業は、平成29年6月から開始されましたが、いつまでに寄付をすればよいのでしょうか。期限はありますか。

A. 期限はありません。特定基金は継続されますが、今回の寄付事業は、同窓会70周年（平成32年）事業として位置付けていますので、できれば今後2年間（平成29年度、30年度）の事業として考えています。2年間で、寄付目標額（3000万～5000万）に到達しない場合は、さらに3年目もキャンペーン活動を行いたいと考えています。

Q 4 複数回に分けて寄付してもよいのですか。

A. もちろん、分割寄付も結構です。1年目は個人として、2年目は会社（法人）からの寄付金として寄付して頂いても結構です。

Q 5 目標金額は分かりましたが、1人当たりいくら以上の寄付をすればよいのでしょうか。

A. 寄付金額は自由で結構です。しかし、目標額を考えると、お1人、1万円以上の寄付をお願いできればと考えています。これは申し訳ありませんが、同窓会事務局からの勝手なお願いです。

Q 6 寄付をすると税制上の優遇措置があるということですが、いくら減税になるのですか。

A. 今回の寄付は所得控除の対象になります。減税額は、寄付者の収入（所得）によって異なります。参考までに、別掲の還付される税金の目安の表をご覧ください。また、大阪市民などお住まいによっては個人住民税の税額控除もあります。法人の場合は寄付金の全額を損金算入することができます。なお、優遇措置は、個人・法人また年度によってその内容が異なりますので、詳しくは所轄税務署にお問い合わせください。

Q 7 税制の優遇措置をうけるにはどのような手続きが必要ですか。

A. 寄付入金のと大阪教育大学から送られてくる寄付金領収書（裏面に証明書の写しが印刷されています）を大切に保管し、控除証明書として確定申告の際に税務署に提出して下さい。

以上、Q&Aの形で、今回の募金事業の説明をさせて頂きました。この趣旨をご理解頂き、皆様からのご寄付をお願い申し上げます。